

主な都市計画に関する法令上の基準

〔都市計画に関する方針等〕

- ①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第6条の2）
- ②都市再開発方針等（法第7条の2）
- ③市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第18条の2）
- ④北海道及び市町村の総合計画
〔各都市計画決定案件に関する法律〕
 - ①上位計画
 - 北海道開発法 ○国土利用計画法 ○多極分散型国土形成促進法
 - 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
 - 山村振興法 ○農村地域への産業の導入の促進等に関する法律
 - 環境基本法
 - ②関連法
 - 土地基本法 ○土地収用法 ○公有地の拡大の推進に関する法律
 - 農地法 ○農業振興地域の整備に関する法律 ○森林法 ○自然公園法
 - 自然環境保全法 ○地方税法 ○租税特別措置法
 - 都市開発資金の貸付けに関する法律 ○環境影響評価法
 - ③地域地区
 - 建築基準法 ○景観法 ○駐車場法 ○港湾法
 - 流通業務市街地の整備に関する法律 ○都市緑地法 ○生産緑地法
 - 文化財保護法 ○特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法
 - ④促進区域
 - 都市再開発法
 - 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
 - ⑤被災市街地復興推進地域一被災市街地復興特別措置法
 - ⑥市街地開発事業
 - 土地区画整理法 ○新住宅市街地開発法 ○都市再開発法
 - 新都市基盤整備法
 - ⑦都市施設
 - 道路法 ○鉄道事業法 ○軌道法 ○駐車場法 ○自動車ターミナル法
 - 都市公園法 ○墓地埋葬等に関する法律 ○下水道法
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○河川法 ○運河法
 - 卸売市場法 ○と畜場法 ○官公庁施設の建設等に関する法律
 - 流通業務市街地の整備に関する法律
 - ⑧地区計画等
 - 集落地域整備法 ○幹線道路の沿道の整備に関する法律 ○都市再開発法
 - 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律